

令和6年度

安平町給食センター運営委員会

(第2回)



日時：令和7年1月20日（月） 13：00～

場所：安平町学校給食センター会議室

資料目次

・議題

(1) 諮問：給食センターが供給する給食に要する経費の改定について・・・1ページ

安平町給食センター運営委員会
委員長 奥田 浩司 様

安平町教育委員会教育長 井 内 聖

給食センターが供給する給食に要する経費の改定について(諮問)

安平町の給食費は、令和に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や海外での国と国の衝突等の影響によって電気や燃料、食材等の価格高騰のあおりを受け、給食に要する経費(以下、給食費)はかなり厳しい状況に直面しました。

令和4年度には、国の交付金を財源として食材を購入し、令和5年度からは食材購入費を10%増額改定しつつ、保護者負担は国の交付金の充当などによって据え置く形で軽減して参りましたが、今現在も食材等の価格高騰は続いており、特に主食である米の価格が著しく高騰した影響で、現行の給食費のままでは献立の固定化、品数や使用する食材の縮減等によって、子どもたちに栄養所要量と満足感が充足した給食を提供することが難しくなることが想定されます。

これをふまえ、給食センターでは給食センター運営委員会において給食費の現状を説明したうえで慎重に検討を行い、令和7年度からの給食費改定案をまとめました。

つきましては、給食費の改定について諮問いたします。

記

1. 諮問事項

給食センターが供給する給食に要する経費の改定について

諮問：給食センターが供給する給食に要する経費の改定について

① 経過報告

会議	日時	出席者数	会議内容
令和6年度 9月定例教育委員会	9月25日	4名	給食費の現状について説明
令和6年度 給食センター運営委員会	11月13日	6名	給食費の現状について説明
令和6年度 第2回 給食センター運営委員会	1月20日		運営委員会の意見及び食材価格等の最新情報をもとに改定案を諮問

② 諮問：給食費改定について（食材購入費1食の単価）

1. 改定内訳

校種	現行額	改定額		(参考) 保護者負担		
		改定率	増減額		軽減額※2	
小学校・ 義務教育学校前期	279円	307円	10%増	28円	254円	53円
中学校・ 義務教育学校後期	339円	373円	10%増	34円	279円	94円
子ども園	253円	279円	10%増	26円	230円	49円
高等学校	289円	315円	※1	26円	315円	0円

※1 中学校・義務教後期の額から牛乳価格（57.90円）を除いた額

※2 保護者負担の軽減は、国の交付金や町費によりこれまでと同様に継続します。

2. 改定時期

令和7年4月から

参考資料 1

給食センターが供給する給食に要する経費改定と保護者負担

①小学校、義務教前期

平均食数： 196日

		単価	月額	年額
食材購入費	現行	279円	4,550円	54,600円
	増額	+28円	+460円	+5,520円
	改定後	307円	5,010円	60,120円
保護者負担額(据置)		254円	4,140円	49,680円
負担軽減額		-53円	-870円	-10,440円

②中学校、義務教後期

平均食数： 192日

		単価	月額	年額
食材購入費	現行	339円	5,420円	65,040円
	増額	+34円	+540円	+6,480円
	改定後	373円	5,960円	71,520円
保護者負担額(据置)		309円	4,940円	59,280円
負担軽減額		-64円	-1,020円	-12,240円

③子ども園

食数： 200日

		単価	月額	年額
食材購入費	現行	253円	4,210円	50,520円
	増額	+26円	+440円	+5,280円
	改定後	279円	4,650円	55,800円
保護者負担額(据置)		230円	3,830円	45,960円
負担軽減額		-49円	-820円	-9,840円

④高等学校

平均食数： 173日

		単価	月額	年額
食材購入費	現行	289円	4,160円	49,920円
	増額	+26円	+380円	+4,560円
	改定後	315円	4,540円	54,480円
保護者負担額		315円	4,540円	54,480円
負担軽減額		0円	0円	0円

学校給食センター給食費の推移 (1食当り)

年度	早来地区		追分地区			備考
	小学校	中学校	小学校	中学校	幼稚園	
昭和42年	35円	40円				早来地区開設当初
昭和55年	155円	193円				
昭和56年	166円	204円				
昭和57年						
昭和58年						
昭和59年			174円	214円	157円	追分地区開設当初
昭和60年	176円	214円				
昭和61年						
昭和62年						
昭和63年						
平成元年	180円	219円				早来地区消費税対応
平成2年						
平成3年						
平成4年	200円	244円				改定率(小)12%(中)12%
平成5年						
平成6年			198円	230円	183円	改定率(小)14%(中)7.5%
平成7年						
平成8年						
平成9年						
平成10年						
平成11年						
平成12年	225円	273円	220円	261円	204円	早来～改定率(小)13%(中)12%
平成13年						追分～改定率(小)12%(中)14%
平成14年						
平成15年						
平成16年						
平成17年						
平成18年			225円	273円	204円	合併協議による
平成19年						
平成20年						
平成21年	247円	300円	247	300	224	改定率(小、中、幼)10%
平成22年						
平成23年						
平成24年						
平成25年						

新学校給食センター 運営開始 (早来、追分統合)

年度	小学校	中学校	幼稚園、こども園	高等学校	備考
平成26年	254	309	230		改定率(小、中、幼)3%
平成27年					
平成28年					
平成29年					
平成30年					
令和元年					
令和2年					
令和3年					
令和4年					
令和5年	279(254)	339(309)	253(230)	289	改定率(小、中、子園)10% ※()内保護者負担据置 高等学校希望者対象に給食開始
令和6年					
令和7年	307(254)	373(309)	279(230)	315	改定率(小、中、子園)10% ※()内保護者負担据置

給食費の5年間の実績と今後の推計

1. 小学生の給食費

単位：円

①給食費の推移

※R5改定

	R2	R3	R4	R5	R6	R7推計
食材費日額	254	254	254	279	279	279
保護者負担日額	254	254	254	254	254	254
保護者負担軽減額	0	0	0	25	25	25

※給食費改定試算額

	5%増額	10%増額	15%増額
	293	307	321
	254	254	254
	39	53	67

②主食、牛乳の1食の推移

※R5改定

	R2	R3	R4	R5	R6	R7推計
米飯	27.12	26.61	26.35	26.87	27.65	43.20
麺	64.36	82.58	85.23	106.81	107.46	118.21
パン	78.64	80.97	86.74	94.19	98.33	101.28
牛乳	48.09	48.71	49.66	54.03	57.90	61.95

③副食費の推移

※R5改定

		R2	R3	R4	R5	R6	R7推計
副食費 食材費- (主食 +牛乳)	月(米)	178.79	178.68	177.99	198.10	193.45	173.85
	火(米)	178.79	178.68	177.99	198.10	193.45	173.85
	水(麺)	141.55	122.71	119.11	118.16	113.64	98.84
	木(米)	178.79	178.68	177.99	198.10	193.45	173.85
	金(パ)	127.27	124.32	117.60	130.78	122.77	115.77
副食費平均		161.04	156.61	154.14	168.65	163.35	147.23

※給食費改定試算額の副食費

	5%増額	10%増額	15%増額
	187.85	201.85	215.85
	187.85	201.85	215.85
	112.84	126.84	140.84
	187.85	201.85	215.85
	129.77	143.77	157.77
	161.23	175.23	189.23

2. 中学生の給食費

単位：円

①給食費の推移

※R5改定

	R2	R3	R4	R5	R6	R7推計
食材費日額	309	309	309	339	339	339
保護者負担日額	309	309	309	309	309	309
保護者負担軽減額	0	0	0	30	30	30

※給食費改定試算額

	5%増額	10%増額	15%増額
	356	373	390
	309	309	309
	47	64	81

②主食、牛乳の1食の推移

※R5改定

	R2	R3	R4	R5	R6	R7推計
米飯	27.12	33.26	33.26	33.59	34.56	54.00
麺	64.36	89.93	95.38	129.14	131.11	144.22
パン	78.64	90.12	96.96	107.01	110.52	113.84
牛乳	48.09	48.71	49.66	54.03	57.90	61.95

③副食費の推移

※R5改定

		R2	R3	R4	R5	R6	R7推計
副食費 食材費- (主食 +牛乳)	月(米)	233.79	227.03	226.08	251.38	246.54	223.05
	火(米)	233.79	227.03	226.08	251.38	246.54	223.05
	水(麺)	196.55	170.36	163.96	155.83	149.99	132.83
	木(米)	233.79	227.03	226.08	251.38	246.54	223.05
	金(パ)	182.27	170.17	162.38	177.96	170.58	163.21
副食費平均		216.04	204.32	200.91	217.59	212.04	193.04

※給食費改定試算額の副食費

	5%増額	10%増額	15%増額
	240.05	257.05	274.05
	240.05	257.05	274.05
	180.21	197.21	214.21
	240.05	257.05	274.05
	149.83	166.83	183.83
	210.04	227.04	244.04

その他資料

学校給食法施行規則

学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）第一条及び第十三条の規定に基き、学校給食法施行規則を次のように定める。

（学校給食の開設等の届出）

第一条 学校給食法施行令（以下「令」という。）第一条に規定する学校給食の開設の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもつてしなければならない。

- 一 学校給食の実施人員
- 二 完全給食、補食給食又はミルク給食の別（以下「学校給食の区分」という。）及び毎週の実施回数
- 三 学校給食の運営のための職員組織
- 四 学校給食の運営に要する経費及び維持の方法
- 五 学校給食の開設の時期

2 完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。

3 補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。

4 ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食をいう。

5 第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更が軽微なものである場合を除き、変更の事由及び時期を記載した書類を添えて、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

6 都道府県の教育委員会は、第一項及び第五項に規定する届出に関し、届出書の様式その他必要な事項を定めることができる。

（学校給食の廃止の届出）

第二条 令第一条に規定する学校給食の廃止の届出は、学校ごとに次の各号に掲げる事項を記載した届出書をもつてしなければならない。

- 一 学校給食の廃止の事由
- 二 学校給食の廃止における学校給食の施設、設備及び物資の処分の方法
- 三 学校給食の廃止の時期

2 前条第六項の規定は、学校給食の廃止の届出について準用する。

（令第四条第一項第三号に規定する者の数）

第二条の二 令第四条第一項第三号に規定する学校給食の開設に必要な施設の建築を行う年度の翌年度中に設置される令第一条に規定する義務教育諸学校にその設置の日において在学することとなる者の数は、当該日において当該学校に在学する予定の者の数を基準として文部科学大臣が定める数とする。

（令第四条第二項に規定する既設の施設の基準）

第二条の三 令第四条第二項に規定する学校給食の施設として使用することができる認められる既設の施設の位置、構造等の技術上の基準は、別に文部科学大臣が定める。

（令第五条に規定する児童又は生徒の数等）

第二条の四 令第五条の規定により同条に規定する経費の算定の基礎となる児童又は生徒の数を令第四条第一項の規定に準じて算定する場合には、同条第一項各号「当該建築」とあるのは、「学校給食の開設に必要な設備の整備」と読み替えるものとする。

2 第二条の二の規定は、令第五条の規定により同条に規定する経費の算定の基礎となる児童又は生徒の数を令第四条第一項の規定に準じて算定する場合について準用する。この場合において、第二条の二中「令第四条第一項第三号」とあるのは「令第五条の規定において準用する令第四条第一項第三号」と、「施設の建築」とあるのは「設備の整備」と読み替えるものとする。

（補助に係る書類等の様式）

第三条 法第十二条に規定する補助に係る書類の様式は、別に文部科学大臣が定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第六十一号

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項の規定に基づき、学校給食実施基準（昭和二十九年文部省告示第九十号）の全部を改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

学校給食実施基準

（学校給食の実施の対象）

第一条 学校給食（学校給食法第三条第一項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

（学校給食の実施回数等）

第二条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

（児童生徒の個別の健康状態への配慮）

第三条 学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

（学校給食に供する食物の栄養内容）

【参考】別表（第四条関係）

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準			児童（12歳～14歳）の 場合
	児童（6歳～7歳）の 場合	児童（8歳～9歳）の 場合	児童（10歳～11歳）の 場合	
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
マグネシウム (mg)	40	50	70	120
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA (μgRAE)	160	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	25	30	35
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

- (注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。
 亜鉛……児童（6歳～7歳） 2mg、児童（8歳～9歳） 2mg、
 児童（10歳～11歳） 2mg、生徒（12歳～14歳） 3mg
- 2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

カルシウムが多くとれる食品

食品群	食品名	摂取量	カルシウム含有量
牛乳・乳製品	牛乳	コップ1杯(200g)	220mg
	ヨーグルト	1パック(100g)	120mg
	プロセスチーズ	1切れ(20g)	126mg
野菜類	小松菜	1/4束(70g)	119mg
	菜の花	1/4束(50g)	80mg
	水菜	1/4束(50g)	105mg
	切り干し大根	煮物1食分(15g)	81mg
海藻	ひじき	煮物1食分(10g)	140mg
小魚	さくらえび(素干し)	大さじ1杯(5g)	100mg
	ししゃも	3尾(45g)	149mg
豆類	木綿豆腐	約1/2丁(150g)	180mg
	納豆	1パック(50g)	45mg
	厚揚げ	1/2枚(100g)	240mg

農林水産省 HP 「みんなの食育」より

⑱ - 学校給食の標準食品構成表 (幼児、児童、生徒1人1回当たり)

(単位: g)

区 分		幼児の場合	児童 (6~7歳) の場合	児童 (8~9歳) の場合	児童 (10~11歳) の場合	生徒 (12~14歳) の場合	夜間課程を置く 高等学級の児童 特別支援学校の 生徒の場合	
主 食	米飯の 場合	米	50	50	70	90	100	100
		強化米	0.15	0.15	0.21	0.27	0.3	0.3
	パンの 場合	小麦	40	40	50	70	80	80
		イースト	1	1	1.25	1.75	2	2
		食塩	1	1	1.25	1.75	2	2
		シロトニンク	1.4	1.4	1.75	2.45	2.8	2.8
		砂糖類	1.4	1.4	1.75	2.45	2.8	2.8
		脱脂粉乳	1.4	1.4	1.75	2.45	2.8	2.8
	ミルク	生乳	155	206	206	206	206	206
	お か ず	小麦粉及びその製品	4	4	5	7	9	9
芋及び澱粉		20	26	30	34	35	35	
砂糖類		3	3	3	3	4	4	
豆 類		4	4.5	5	5.5	6	6	
豆制品類		12	14	16	18	18	18	
種実類		1.5	2	3	3.5	3.5	3.5	
緑黄色野菜類		18	19	23	27	35	35	
その他の野菜類		50	60	70	75	82	82	
果物類		30	30	32	35	40	40	
きのこ類		3	3	4	4	4	4	
藻 類		2	2	2	3	4	4	
魚介類		13	13	16	19	21	21	
小魚類		2.5	3	3	3.5	3.5	4	
肉 類		12	13	15	17	19	19	
卵 類	5	5	6	8	12	12		
乳 類	3	3	4	5	6	6		
油・脂類	2	2	3	3	4	4		

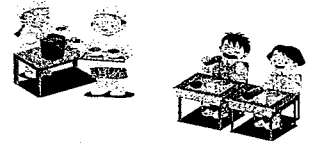
(注) 1) 1カ月間の摂取目標量を1回当たりの数値に換算したものである。

2) 適用に当たっては、個々の児童生徒等の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

資料 文部科学省「学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議 (平成23年3月)」

給食だより

令和7年 月 日
安平町学校給食センター



～給食センターからのお知らせ～

安平町の給食費は、令和に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や海外での国と国の衝突等の影響によって電気や燃料、食材等の価格高騰のあおりを受け、給食に要する経費（以下、給食費）はかなり厳しい状況に直面しました。

令和4年度から令和6年度にかけては、国の交付金を活用し保護者負担を据え置く形で軽減しつつ食材購入費の改定や献立の工夫により運営して参りましたが、今現在も食材等の価格高騰は続いており、特に主食である米の価格が著しく高騰した影響で、現行の給食費のままでは献立の固定化、品数や使用する食材の縮減等によって、子どもたちに栄養所要量と満足感が充足した給食を提供することが難しくなることが想定されます。

給食センターでは慎重に検討を行い、令和7年4月から食材購入費をこれまでより10%増額改定することになりました。

なお、保護者負担については、これまでと同様に国の交付金や町費により据置を継続し、負担を軽減します。

つきましては、保護者の皆様にもあらかじめお知らせいたしますので、ご不明な点がありましたら給食センターにお問い合わせください。

給食費改定試算 ～ 現行の食材購入費の単価を10%増額した際の目安 ～					
			単価	月額	年額
小学校・ 義務教前期 (各学年平均 年間196食)	食材 購入費	現行	279円	4,550円	54,600円
		増減	+28円	+460円	+5,520円
		改定後	307円	5,010円	60,120円
	保護者負担(据置)		254円	4,140円	49,680円
		軽減額	-53円	-870円	-10,440円
中学校・ 義務教後期 (各学年平均 年間192食)	食材 購入費	現行	339円	5,420円	65,040円
		増減	+34円	+540円	+6,480円
		改定後	373円	5,960円	71,520円
	保護者負担(据置)		309円	4,940円	59,280円
		軽減額	-64円	-1,020円	-12,240円
こども園 (年間200食)	食材 購入費	現行	253円	4,210円	50,520円
		増減	+26円	+440円	+5,280円
		改定後	279円	4,650円	55,800円
	保護者負担(据置)		230円	3,830円	45,960円
		軽減額	-49円	-820円	-9,840円

改定の判断根拠

○これまでも多くの食材が値上がりしており、今後も続く見込み。

○特に主食となる米の価格が、来年は大幅に値上がりをする事が決まっている。

○今後、現行の食材購入費では栄養所要量と満足感を満たすことが難しい。

[お問い合わせ先]
安平町学校給食センター
TEL・FAX 23-2300